

役員候補選考基準規程

一般社団法人 日本パラ射撃連盟

[目 的]

第1条 この基準は、スポーツ庁ガバナンスコードに定める基準に沿って、当連盟の役員（理事および監事）選考を適正に運営するため、予め選考する基準について、必要な事項を定める。

[役員候補者選考委員会]

第2条 本会は、役員を選任する社員総会に理事会が議案として提出する役員の候補者の選考のために役員候補者選考委員（以下、「選考委員会」という）を設置する。

2 選考委員会は、理事会から独立した諮問委員会として、役員の候補者の資質及び能力を適切に確認し、多様な意見を反映できる役員の構成の実現を図ることをその任務とする。

3 理事会は、選考委員会から役員候補者につき答申を受けたときは、その者を役員に選任する旨の議案を社員総会に付議することを決議するものとする。ただし、法令に定める役員の欠格事由に該当する場合、その他特段の事情がある場合はこの限りでない。

4 理事会は、前項の規定に基づき監事の選任に関する議案を社員総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

[選考委員会の構成]

第3条 選考委員会の委員は、この規程の定めに従って、理事会が選任する。

2 選考委員会の構成は次の各号のとおり5名以内とし、女性委員を1名以上含むものとする。ただし現職理事が過半数を超えないものとする。なお、以前選考委員であった者の再任を妨げないものとし、その上限は2期4年とする。

- (1) 外部有識者（本会の外部有識者である理事及び外部有識者である社員を含む）から2名以内
- (2) 定款第5条に定める正会員から2名以内
- (3) 代表理事から1名
- (4) 監事から1名

[外部有識者]

第4条 この規程において「外部有識者」とは、次の各号のいずれにも該当しない者をいうものとする。

- (1) 過去4年間に本会の役員もしくは職員であった者又は本会と加盟関係等にある都道府県協会等の役員又は幹部職員であった者
- (2) 前号に掲げる者の4親等内の親族
- (3) 本会競技に関し、日本代表としての国際大会への出場経験など特に高い競技実績を有する者又は指導者として特に高い指導実績を有する者

2 この規程において「外部有識者である理事」とは、現に本会の役員であってその最初の就任時点において前号各号のいずれにも該当しなかった者をいうものとする。

[選考委員会の運営]

第5条 選考委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 選考委員会は、委員長が招集する。ただし、前項の規定による互選がなされる前は会長が招集し、また、他の委員が招集することを妨げない。
- 3 選考委員会の議長は委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるとき又はやむを得ない事情により委員長が欠席するときは、出席委員の互選によりこれを定める。
- 4 選考委員会の定足数は過半数とし、委任等による代理出席は認めない。
- 5 選考委員会の決議は、委員会に出席した委員の過半数をもって行う。ただし、委員は自らを役員候補者とする決議に参加することができない。
- 6 選考委員会は、理事及び監事の候補者を決議したときは、その内容を速やかに理事会に対して答申するものとする。

[選考委員の任期]

第6条 選考委員会の委員の任期は、就任の日からその後最初に到来する役員の選任に係る社員総会の終了時までとする。

- 2 任期満了前に退任した選考委員が出た場合は、退任した選考委員の人数と同数の選考委員を速やかに選出する。

[役員候補者資格の原則]

第7条 役員は下記の基準を満たす者を対象として選考する。

- (1) 選任される時点で、その年齢が満75歳以下であること。
- (2) 新たに選任されることにより、その理事および監事としてそれまで連続して在任

した期間が10年を超えることにならない者。

- (3) 前(2)の条項により役員を退任した者について、その退任後に4年間の非在任期間が経過した者については再度選任することができる。

【例外措置】

理事の在任期間が10年に達する場合であっても、以下のア)又はイ)のいずれかに該当すると認められる場合、当該理事が10年を超えて在任(1期又は2期)することが考えられる。

ア) 当該理事がIFの役員である場合

イ) 当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき、理事として選任された場合

【小規模団体配慮措置】

小規模団体に該当する団体は、理事の再任回数の制限について直ちに実施することが困難であると判断する場合、統括団体による2回目の適合性審査(令和6年度～令和9年度を想定)に限っては、以下の2点について適切な自己説明を行えば足りることとされる。

- ・理事就任時の年齢制限を含めて新陳代謝を図るための計画を策定し、組織として合意形成を行っていること

- ・組織運営及び業務執行上、10年を超えて引き続き在任することが特に必要である理事について、役員候補者選考委員会等において実績等を適切に評価していること

＜小規模団体の範囲＞

以下2点を満たす団体もしくは①が0円の団体

①公的助成金合計額：4,000万円以下

②経常収益に占める公的助成金合計額の割合：50%以上

※公的助成金…強化費、スポーツ振興くじ助成、スポーツ振興基金助成

〔役員構成の多様性〕

第8条 役員候補者の選考にあたっては、理事会における多様性を確保するため、女性理事の割合を40%以上、外部理事(注：業務執行の権限を持たない理事)の割合を25%以上とすることを目標とし、その達成に向けて候補者の選考を行うものとする。

[附 則]

1. この役員選考基準規程は、理事会議決により改廃される。
2. 2026年5月31日に施行する。
3. 2026年9月5日に改定し、同日より施行する。

以上